協力要請書の審査基準および審査方法について

1. 基本的考え方

以下の①②を踏まえ、確認ポイントを取り纏めた審議資料を作成し、離島対策等検討会に提出

- ①「自動車リサイクル法における不法投棄等対策の基本的考え方」 (以下「考え方」とする)
 - ・第3回離島対策等検討会(16年6月11日開催)および第4回資金管理業務諮問委員会(同年6月21日開催)にて承認済
- ② 「不法投棄等対策支援事業要綱」

(以下「要綱」とする)

2. 具体的な確認項目と審査基準

硝	在認項目	※準拠する 考え方・要綱	審査基準
1)対象案件としての要件確認	(1)対象物品 (2)資金出えん 要件	考え方・要綱 第2項. 4号業務 (1)対象物品 (3)出えん要件 【要綱】 第3項. 資金出えん 等の協力の対象 及び要件	(1) 以下の物件であること(自動車リサイクル法に基づく) ・使用済自動車 ・解体自動車(車両残さ等を含む) ・特定再資源化等物品(フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダスト) ・これらの処理に伴って生じた廃棄物(タイヤ、廃油、廃液等) (2) 以下の資金出えん要件を満たしていること ①生活環境保全上の支障 処理基準に適合しない処理(不法投棄または不適正保管)が行われ生活環境保全上の支障が生じている、または生じるおそれがあること ②措置命令の発出 投棄実行者その他措置命令の対象となる者(地権者、排出業者等)を調査・特定し*1、廃棄物処理法に基づく措置命令を発出していること *1:特定できない場合は公告を行っていること *1:特定できない場合は公告を行っていること ②代執行の意思 代執行が行なわれるものとなっていること そのための予算を確保しているか、または確保できる予定であること ④費用求償 実行者に対し費用求償が行われるものとなっていること*2 *2:費用求償できない場合は、その理由を明確にすること ⑤未然防止対策を実施すること
2)処理計画 の 妥当性	(1)処理方法	【考え方】 P6【参考】撤去後の 処理について	 ・不適正処分防止のための自動車関連業者への監視・指導強化 ・不法投棄車両に対する監視・指導の強化 (1)再資源化等の処理方法が適切であること ①使用済自動車 ⇒ 自動車リサイクルルートでの処理 ② " 以外の自動車由来の廃棄物
3)事業費の	(1)対象経費要件	の概念整理	⇒ 廃棄物処理法に基づく処理 (1)以下の経費であること
月積の 妥当性	(2)見積方法		・使用済自動車等を撤去するために直接必要な経費 ・撤去後の再資源化等に必要な経費 (2)事業費見積が適正に行われていること
	(3)業者選定方法	【要綱】 第4項. 協力の対象 第8項. 協力決定 の通知 (1)(2)	⇒原則、複数の業者より見積を取っていること (3) 地方自治法および地方公共団体の規則・規定に基づき、業者 を選定する計画であること
	(4)他支援団体 との按分 他の廃棄物が 混載している場合	(1)(2)	(4)他支援団体(産廃振興財団等)との按分比率が適正であること ⇒共通経費(仮設工事費等)の按分は処理作業量に応じた比率と となっており、他支援団体と当センター間で同意されていること
参考情報	(1)投棄実行者 訴追状況 (2)マスコミ報道等 (3)地方公共団体 の広報状況	_	(1)投棄実行者訴追状況に関する把握の有無 (2)マスコミ報道等の有無 (3)地方公共団体の事案への対応(措置命令・代執行等)について 市民への広報の有無